

勝山市定住化促進事業

勝山市の定住人口の増加、空き家を有効活用するＵ・Ｉターン者及び子育て世帯への住環境の整備、及び子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居・同居の推進を図ること、並びに地域の活性化に資することを目的に、住宅取得及びリフォームに要する経費の一部を補助します

~~~~~ 中古住宅取得に対する補助 ~~~~~

1. 補助対象者

次のすべてに該当する者

(1) 50 歳以下又は転入者

※転入者とは転入する前3年間以上勝山市に住民登録されていない者で、次のいずれかに該当する者)

(ア) 転入して2年以内の者

(イ) 完了実績報告時まで転入する者

(2) 勝山市に定住(10 年以上)することを誓約できる者

(3) 取得する住宅の所有権の持分を2分の1以上有する者

(4) 申請者及び同居する世帯全員が市税等を滞納していないこと

(5) 個人情報の利用について同意書により同意できる者

(6) 3親等以内の親族以外から中古住宅を購入する者

2. 補助金額

○ 購入のみの場合・・・購入額（建物代）の1/10で、上限50万円

○ 購入してリフォームする場合・・・リフォーム費の1/10で、上限50万円加算

※申請者が子育て世帯又は県外からの転入者で、勝山市空き家情報バンク登録の住宅を購入した場合は、上記の補助率及び上限額が2倍となる。

※子育て世帯とは、申請年度において18歳以下の誕生日を迎える子どもと同居している世帯をいう。

※購入額は建物代とし、土地代は除きます。

3. 補助の要件

(1) リフォーム分の補助金を受ける場合は、市内業者にてリフォームを行うこと

(2) 購入する住宅の契約日及びリフォームの契約日は申請年度の募集開始以降の日付であること

4. 注意事項

- (1) 交付申請は工事着工前に申請してください。工事着工後の申請は受付できません。
- (2) 工事は、交付決定通知が届いてから着工してください。
- (3) 申請から交付決定までは、約 2 週間要する場合がありますため期間に余裕をもって申請してください。
- (4) 完了実績報告は申請年度の 3 月末日までに提出してください。

交付申請の方法

(1) 中古住宅購入＋リフォームする場合

申請者はリフォーム着工前に、下記の書類を提出してください。

- ①交付申請書（様式第 12 号）
- ②誓約書（様式第 10 号）
- ③同意書（様式第 11 号）
- ④住民票の謄本（申請時に市外に住民登録がある場合）
- ⑤住宅に関する契約書等の写し
- ⑥住宅の購入に関する領収書の写し（ただし、リフォームの費用と併せて支払う場合は完了実績報告時に提出すること）
- ⑦住宅に関する全部事項証明書（ただし、リフォーム完了後に登記する場合は完了実績報告時に提出すること）
- ⑧納税証明書（申請年の 1 月 1 日時点で市外に住民登録がある場合。学生を除く同居する家族全員分）
- ⑨図面（平面図、配置図及び敷地面積の分かる図面）
- ⑩リフォーム内容が分かる工事契約書等の写し又は見積書
- ⑪工事対象部分の着工前の写真
- ⑫り災証明書（災害被災者の場合）

(2) 中古住宅購入のみの場合

申請者は住宅取得・登記完了・住民票異動後、下記の書類を提出してください。

- ①交付申請書兼完了実績報告書（様式第 13 号）
- ②誓約書（様式第 10 号）
- ③同意書（様式第 11 号）
- ④住宅の購入に関する契約書等の写し
- ⑤住宅の購入に関する領収書の写し
- ⑥住宅に関する全部事項証明書
- ⑦納税証明書（申請年の 1 月 1 日時点で市外に住民登録がある場合。学生を除く同居する家族全員分）
- ⑧図面（平面図、配置図及び敷地面積の分かる図面）
- ⑨住宅の写真
- ⑩り災証明書（災害被災者の場合）
- ⑪安心 R 住宅であることが分かる書類（安心 R 住宅を購入した場合）



補助金請求の方法

(1) の場合、工事完成・登記完了・住民票異動後、下記の書類を提出してください。

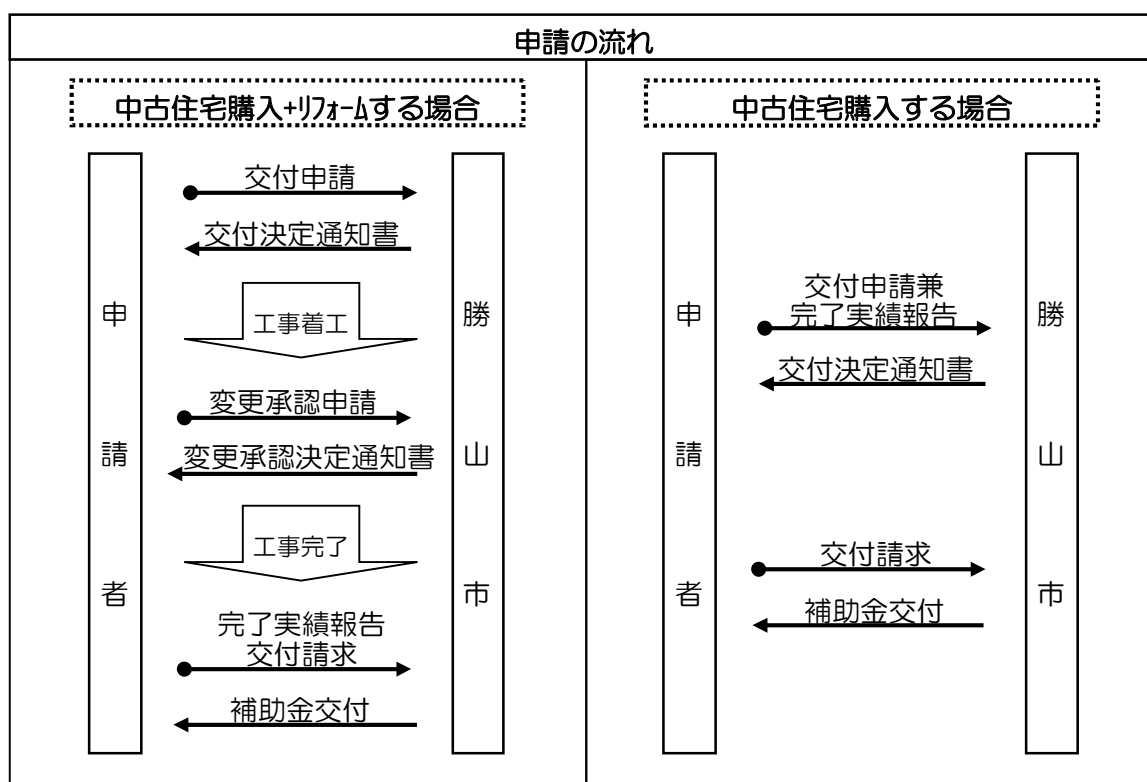
- ①完了実績報告書（様式第 17 号）
- ②交付決定通知書（様式第 14 号）の写し
- ③リフォームに関する領収書の写し
- ④リフォーム完了後の写真
- ⑤住宅に関する全部事項証明書（交付申請時に提出した場合不要）
- ⑥交付請求書（様式第 18 号）

(2) の場合、交付決定通知書（様式第 14 号）受け取り後、下記の書類を提出してください。

- ①交付請求書（様式第 18 号）

【補助金交付の注意事項】

- 申請内容に変更等がある場合は、速やかに変更(中止)承認申請書（様式第 15 号）を提出してください。
- 補助金は所得税法上一時所得となりますので、確定申告しなければならない場合があります。
- 完了実績報告書及び交付請求書は申請年度の3月末までに提出してください。



【お問い合わせ】

〒911-8501 福井県勝山市元町 1 丁目 1-1(市役所 1 階)
勝山市役所 営繕課 建築・住宅政策係
TEL 0779-88-8128(課代表) FAX 0779-88-1118
E-MAIL kenchiku@city.katsuyama.lg.jp